



れんごう ふくおか

No. 307

RENGO FUKUOKA

2016年3月11日発行
発行：日本労働組合総連合会福岡県連合会
発行人：西村芳樹 編集人：上野茂伸
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号 小松ビル
TEL.092-283-5529 FAX.092-283-5611
連合福岡のホームページ
<http://www.rengo-fukuoka.jp/>
連合福岡のメールアドレス
info@fukuoka.jtuc-rengo.jp

連合推薦候補『古賀ゆきひと』 元気一杯活動中！



今年7月施行予定の第24回参議院議員選挙福岡選挙区において連合福岡推薦の「古賀ゆきひと」候補は、1月より県内各地を飛び回り支持を訴えています。

現在は、各構成組織や各地域協議会の役員・幹事会や集会、イベントなどに積極的に参加し、ひとりでも多くの組合員の皆さんに顔を合わせ、決意を伝える活動を展開しています。

各構成組織の12名の比例代表候補とともに、「古賀ゆきひと」候補の当選に向け、今後とも皆さんの力強いご支援をよろしくお願いします。

今日も「古賀ゆきひと」は、皆さんの街や職場を精一杯駆け抜けます!!



ついでと 告意～問

「同一労働同一賃金」の法制化を安倍総理が口にする。マスコミも発言の裏を読みつつ注目しているようだ。当然、昨年野党提出の「同一労働同一賃金推進法案」を骨抜きにした政権が口にするに胡散臭さはつきまとう。

それはさておき、労働契約法20条「有期労働契約であることを理由にして不合理な差別を禁止する規定」との関係では、法の実効性を高める上でも、当然議論され

るべき重要な事項であることに異論はない。

当時の法改正の理念が「非正規労働者の処遇改善」であることからすれば、食堂の利用代金や通勤手当の支給だけに止まらず、本質的な部分での処遇改善に繋げなければ法を活かすことにはなるまい。

安倍総理の発言は、参議院選挙を意識してのことだろう。私達連合は、現条文を使いながら非正規労働者の処遇改善を勝ち取り、一方で政権の動向を注視し、均等待遇原則の法制化に繋げねばならない。

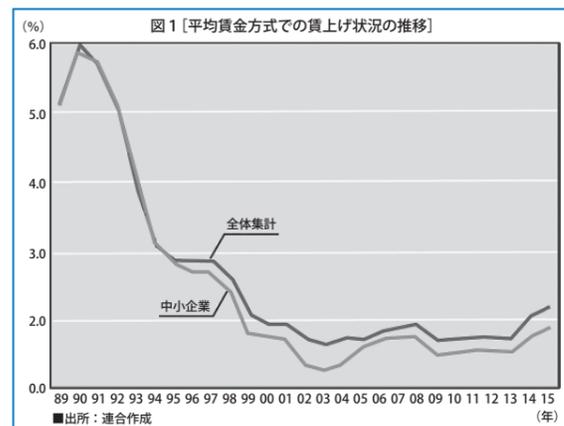
ボトムアップ型の春季生活闘争の推進 ~光をあてるべきは誰なのか~

【中小企業の役割】

中小企業は、企業数の99.7%、従業員の7割を占めているとともに、わが国の総付加価値額の5割を生み出すなど、日本経済の基盤を形成している。特に製造業の分野においては、製品の大半は下請中小企業が製造する部品で構成されており、「メイド・イン・ジャパン」の信頼は中小企業の底力が支えているといっても過言ではない。地域経済もサービス業、小売業、建設業を中心とした中小企業の活動により成り立っており、中小企業が「地域経済の活性化」と「就業の機会の増大」の役割を担っている。

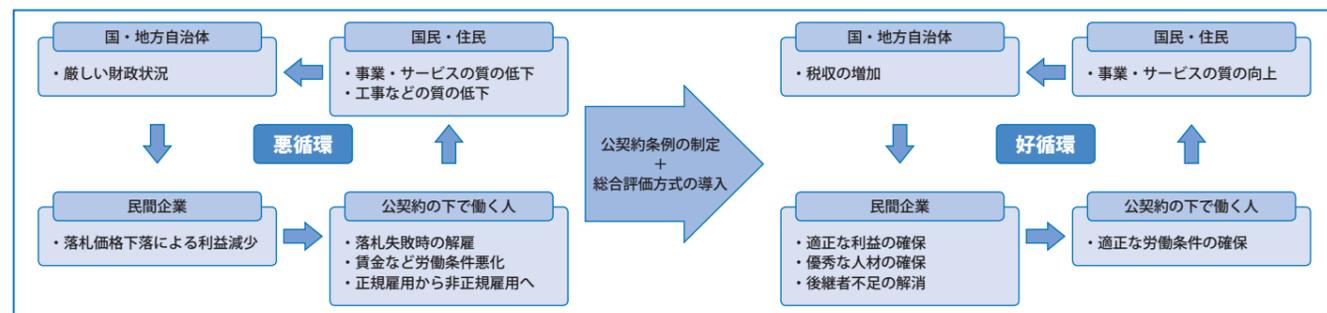
【月例賃金にこだわる闘争】

国際労働機関（ILO）は憲章前文において「同一価値労働同一報酬」を最も重要な原則の一つに挙げ、労働者の基本的人権の一つであるとしている。しかしわが国においては、企業規模の違いにより労働条件に歴然たる格差がある。1989年連合結成以降の賃上げ状況を全組合と中小組合（300人未満）に分けて見ると1994年を境に中小組合の賃上げが常に全体を下回っていることが見て取れ、格差が拡大し続けていることが推定される。（図1）中小企業にとっては「人財こそ最大の財産」であり、人財確保に資する労働条件の整備が生き残りの必要要件であるという認識のもとで、あくまでも月例賃金にこだわり闘争を展開することが重要である。



【労使共通の産業政策としての公正取引】

大手と中小との労働条件格差の背景には収益力格差があるものと考えられているが、中小企業の業績低迷の原因は公正取引の欠如にこそあると指摘する声は多い。下請立場に立たされている多くの企業では労働条件を改善できないでおり、それが中小企業で働く労働者の低賃金につながっている点も否定できない。中小企業が自ら生み出した付加価値増加分の適正な配分をきちんと手にし、それが労働者に配分されるようにするために、経済界に対して公正取引の確保を粘り強く求めていくと同時に、政府にも法整備と監督体制の強化を要求していかなければならない。



【ボトムアップ型の春季生活闘争】

春季生活闘争の交渉結果は、大手から中小へ、都市から地方へ、さらには人事院勧告、最低賃金へと波及していく。春季生活闘争は正に、「社会的賃金決定メカニズム」としての機能を有しており一定の役割を果たしてきた。しかし、現在の格差の状況や傷んだ雇用と労働条件を見ると、従来のトリクルダウン型闘争がうまく機能していないといわざるを得ない。春季生活闘争の「社会的賃金決定メカニズム」を活かしつつ、中小労組がより主体性を持った闘争を行うことが必要不可欠である。従来の「大手準拠」「大手追従」といった慣行から脱却するボトムアップ型の春季生活闘争を進めなければならない。

【実態把握と賃金制度の確立が急務】

賃金水準を高め、格差を是正するためには、絶対水準にこだわる取り組みが不可欠である。そのためには、組合が組合員の個別賃金実態調査・把握し、賃金水準や賃金カーブを精査してゆがみや格差の有無を確認するとともに、さらに地場や同業種の賃金相場との比較を行なうことが前提である。そこから得られるデータにもとづく説得力ある要求・交渉によって、賃金水準の向上はもとより、格差の是正、組合員の生活実態との乖離の解消を実現し、人財定着の実現につなげていく必要がある。

【連合福岡2016春季生活闘争中小共闘方針(抜粋)】

連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額を賃上げ水準目標（6,000円）とし、賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）（4,500円）を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。

※1 『地域ミニマム賃金』

連合福岡は、「これ以下の賃金水準労働者を無くす」ことを理念とした賃金水準を算定するため、2015年に調査した連合福岡の中小民間企業組合員のデータから地域ミニマム水準を設定。

※2 『連合リビングウェイジ』

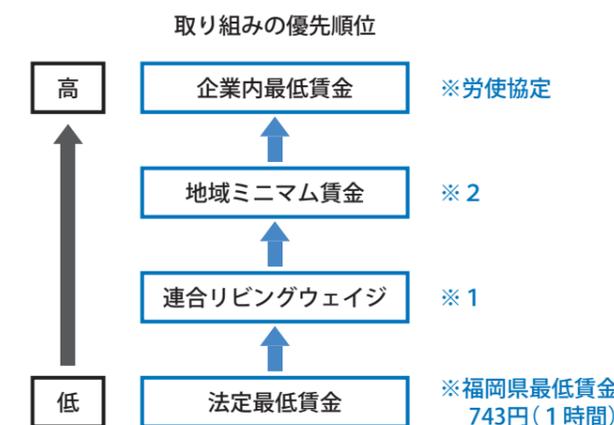
「格差是正」に向けて、組合員の一律ベア型にこだわらず、賃金の絶対値に着目した要求の組み立てや交渉を行うことが必要である。そのために、連合リビングウェイジにおける単身世帯および2人世帯（父子家庭）の水準をクリアする賃金水準を「最低到達水準」として設定し、これを参考に「底上げ・底支え」に寄与する配分を求める。

【※1 連合福岡 地域ミニマム賃金全産業平均】

18歳	156,300円	35歳	236,700円
20歳	162,300円	40歳	256,000円
25歳	194,200円	45歳	263,300円
30歳	214,800円	50歳	265,300円

【※2 連合福岡 リビングウェイジ】

	単身世帯	2人(父子)世帯
自動車有り	194,000円	247,000円
自動車なし	147,000円	201,250円



【連合福岡の取り組み】

○「中小地場・未加盟労組学習会」福岡・北九州の2会場で開催！

2月13日（土）「福岡会場（ホテル福岡ガーデンパレス）」2月20日（土）「北九州会場（大谷会館）」の2会場で、総勢126名の中小地場・未加盟労組の組合役員が集まり、学習会を開催した。学習会は、先ず連合福岡山口次長から、賃金要求の準備として、データの収集がいかに大切かを説明した後、地域ミニマム運動に取り組む意義について説明を行った。次に連合本部鶴岡部長から、足元の状況（日本経済の状況・労働者の現状等）について説明をした後、賃上げ要求の際に着目すべき4つのポイント【①生活できる賃金水準か ②世間相場、社会水準から見て妥当か ③実質賃金は維持できているか ④可処分所得の向上はできているか】等についてわかりやすく説明を行った。グループ・ディスカッションでは、各人が事前整理シートを元に、「春季生活闘争要求内容と妥結結果について」「ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて」報告を行い、各グループで産別の枠を超えた議論・情報交換を深めた。



【本部：鶴岡部長】



【福岡会場参加者】



【北九州会場参加者】

※2016地域活性化フォーラム（お知らせ）

連合福岡は、「開かれた春闘」の必要性や地場産業の活性化と働く者の処遇改善を一層進めるため、「地域の活性化には地域の企業の活性化が不可欠」をスローガンに、下記内容で「2016地域活性化フォーラム」を開催します。

【開催日】2016年3月29日（火）14時00分～18時00分 【開催場所】都久志会館 ホール

【内容】基調講演及びパネルディスカッション

基調講演演題：地域活性化のためには中小・地場企業の活性化が不可欠（仮題）

講師：早稲田大学社会科学部 総合学術院教授 篠田 徹 氏

同一労働同一賃金の検討に関する総理指示に対する 逢見事務局長談話（要旨）

2016年2月23日

1. 「一億総活躍国民会議」の中で、安倍総理は同一労働同一賃金の法制化の準備を進めるべき旨を指示した。総理指示の内容は、[1]わが国の雇用慣行に十分に留意しつつ、同一労働同一賃金の実現に向けた法改正の準備を進めること、[2]どのような賃金差が正当でないと認められるかについて早期に政府としてガイドラインを制定すること、[3]そのために法律家による専門的検討の場を立ち上げること、というものである。同一労働同一賃金に向けた「法改正」の内容はつまびらかではないが、非正規労働者の処遇改善に向けた法整備は正社員転換の促進などとともに、重要な施策である。
2. 連合はかねてから、雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化を強く求め続けてきた。パートタイム労働者や契約社員、派遣労働者など非正規雇用労働者は、雇用労働者の約4割を占め、民間・公務を問わず現場で不可欠な存在となり、主に自らの所得で生計を支える非正規労働者の割合も上昇している。しかし、賃金・一時金だけでなく休暇や福利厚生などの格差がある。均等待遇原則の法制化は、現状を改善する政策の柱であり、労働政策審議会での議論を早期にスタートさせるべきである。
3. 一方で、政府・与党の姿勢には疑問も残る。つい数カ月前の労働者派遣法改正法案の国会審議において、野党対案として国会提出された「同一労働同一賃金推進法案」を骨抜きにした政権が、唐突に同一労働同一賃金を取り上げている。参議院選挙を控えた「イメージ戦略」に終わることがないよう、実効性のある法規制を実現しなければならない。
4. 連合は、従来から非正規労働者の組織化に精力的に取り組んでおり、2016春季生活闘争においては「底上げ・底支え」「格差是正」を前面に掲げ、非正規労働者の総合的な労働条件改善の取り組みを進めている。どのような雇用形態にあっても、すべての働く者が不当に差別されることなく、労働の尊厳が守られ、働きがいを持てる社会をめざして、連合は均等待遇原則の法制化に全力で取り組んでいく。

SCHEDULE これからの主な日程

- 3月12日 ▶ 連合福岡女性委員会主催「3.8国際女性デー集会」
連合福岡「2016春季生活闘争勝利・総決起集会」
- 18日 ▶ 「ふるさとへの風」「しおかぜ」共同公開収録
- 22日 ▶ 第10回事務局会議
連合福岡第3回女性委員会役員・幹事会
連合福岡官公部門連絡会第3回役員・幹事会
- 25日 ▶ 第5回政治センター委員会
第5回四役会議・第8回第4次組織ビジョン検討委員会
- 29日 ▶ 第6回執行委員会
2016連合福岡地域活性化フォーラム
- 4月10日 ▶ 第11回事務局会議
19日 ▶ 第12回事務局会議
27日 ▶ 第7回執行委員会

連合福岡主催 ほんでも法律相談

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・労福協に電話で予約して下さい。
10時～17時（土日祝日を除く）

エリア	3月	4月	エリア	3月	4月
福岡	8日(火)	12日(火)	遠賀川	25日(金)	22日(金)
	29日(火)	26日(火)			
筑紫・朝倉	1日(火)	5日(火)	北九州	16日(水)	20日(水)
北筑後	15日(火)	19日(火)	京築・田川	2日(水)	6日(水)
南筑後	9日(水)	13日(水)			



いいことあるね!

つかえるろうきん みんなのろうきん

九州ろうきん



マイカー共済とあわせての加入を

自賠償共済

自動車損害賠償責任共済

支えあうことの安心を、さらに多くの皆さまへ。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

4015J005

全労済福岡県本部
(福岡県労働者共済生活協同組合)
<http://www.zenrosai-fukuoka.coop/>